

【富田あゆみ保育園 重要事項説明書】

1. 事業者

設置主体	株式会社ウィブレイン
代表者氏名	代表取締役 来栖 秀長
事業者の所在地	高槻市野見町 4-6
電話	072-669-7725

2. 施設概要

事業類型	小規模保育事業(A型)
名称	富田あゆみ保育園
施設所在地	〒567-0077 高槻市富田 3 丁目 7-2
電話	072-648-3337
FAX	072-648-3338
管理者氏名	大山口 由真
利用者定員	21名(0歳児 3名 1歳児9名 2歳児9名)
*	
施設の内容	乳児室ほふく室 1室・育室 1室・乳幼児トイレ 1箇所 調理室 1室・調乳室 1室・事務室 1室
園庭	1951 m ² (代替地 筒井池公園)
特別保育の実施状況	時間外保育(午後 6 時～午後 7 時)

連携施設情報

種類	幼稚園
名称	学校法人 公文学園のびてゆく幼稚園
住所	〒569-1038 大阪府高槻市黄金の里 1 丁目 3 番 1 号
電話	072-687-8815
連携内容	保育内容の支援・必要に応じた代替え保育の提供・優先受け入れ枠の設定

3. 施設の目的及び運営方針

(目的)

株式会社ウィブレインが設置する富田あゆみ保育園(以下「当園」という。)が保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下「利用子ども」という。)に対し、適正な保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- (1)安定した生活リズムを確立し、自我の芽生えを育てます。
- (2)個々の子どもに丁寧にかかわりながら、一人一人の可能性を引き出し、自分らしさを存分に出す充実した生活を通して、自己肯定感を育てます。
- (3)心身ともに使って遊ぶ楽しさの中で、五感を育て、色々なことに興味や関心を育てます。

4. 提供する特定地域型保育の内容

当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成30年告示）及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

5. 給食について

給食の方針	子どもの発達状態・健康状態などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量を確保できるようにします。 年間を通じた食育目標を立て、食育計画に沿って月齢や成長に合わせた食育活動を実践します。
アレルギー対応	給食において食物アレルギーのため、除去が必要な場合、食品を除ける範囲で除去食を行います。（別途申請必要）
その他	保護者の方へは、毎月末に献立をお配りします。

6. 職員体制(令和6年4月1日現在)※職員数は年度の途中に変動することがあります。

職名	人数
管理者	1人
主任保育士	1人
保育士	8人
栄養士(調理員)	2人
嘱託医	2人

7. 保育を行う日及び時間等

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	(保育標準時間認定に関する保育時間) 午前7時～午後6時(11時間) (保育短時間認定に関する保育時間) 午前9時～午後5時(8時間)
時間外保育	午後6時～午後7時
休園日	年末年始及び日曜・祝日

8. 利用者負担額

基本保育料	特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)支給認定を受けた、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
延長保育料(標準)	30分ごと 500円 月極契約 3,000円
延長保育料(短時間)	9:00～17:00以外の時間利用で 30分ごと 500円 月極契約(30分ごと) 3,000円

9. 利用の開始及び終了に関する事項等

(1)本園における入園の選考方法は下記のとおりとします。園児が居住する市町村の利用調整によります。

(2)本園では、下記の場合に教育・保育の提供を修了するものとします。

- ① 子ども・子育て支援法第 24 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に基づき支給認定が取り消された場合
- ② 支給認定保護者から本園の利用の取り消しの申し出があった場合
- ③ 市町村が本園の利用の継続が不可能であると認めた場合
- ④ その他、利用の継続において重大な支障又は困難が生じた場合

10. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1)保育中に容体の変化等があった場合は、保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医に連絡をとるなど必要な処置を講じます。

(2)保護者と連絡が取れない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当事業者が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、予めご了承ください。

嘱託医	氏名 おおぜき医院	
	所在地 〒569-0803 高槻市高槻町 8-14 レフィシア	電話 072-683-2630
嘱託医	氏名 わたなべ歯科	
	所在地 〒569-0814 高槻市富田町 3-7-3-101	電話 072-692-2020
救急隊	管轄消防署 高槻市中消防署富田分署	
	所在地 〒569-0825 高槻市栄町 1 丁目 5-1	電話 072-694-0119
警察署	管轄警察署 高槻警察署	
	所在地 〒569-007 高槻市野見町 2 番 4 号	電話 072-672-1234

(3)非常災害時の対応

避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を月 1 回実施します。
防災設備	自動火災探知機・煙感知器・誘導等
連絡方法	指定の連絡先に連絡します。
避難場所	富田小学校
園児の引渡し方法	<p>①非常災害時には、園児の引き渡しは保護者の方または、災害に届出のある代理人(成人の方)とします。その方以外には引き渡しできません。</p> <p>②避難誘導中の引き渡しは致しません。</p> <p>③引き渡しにあたっては引き取り人が「災害時園児引き渡し簿」に時間、引き取り人氏名、を記入して頂きます。引き取りの際には身分を証明するものの提示をお願いすることがあります。</p>

11. 要望・相談の受付

保育内容等に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情がありましたら、下記窓口まで、面接・文章・電話などの方法でご相談・苦情を受付します。受付けた苦情等は、適切に対応し、改善状況についてお知らせします。

また、受付した苦情の内容と改善状況等について、個人情報を除き、園だより、掲示等で公表します。

相談・苦情受付担当者	花川 美紗希(主任)
相談・苦情解決責任者	大山口 由真(園長)
電話	072-648-3337
FAX	072-648-3338

第三者委員

元常磐会短期大学教諭 田村 みどり	元青山短期大学教諭 大岡 育子
電話 06-6709-3170	電話 072-722-4165

12. 保険に関する事項

保険の種類	賠償責任保険・傷害保険
保険の内容	保育中の万が一の事故で、子どもがケガをしたり、O157等特定感染症にかかった場合、事業者は入院や通院の費用を支払います。また、損害賠償請求を受けた場合の支払額は、子ども一人につき最大で10億円まで支払われます。(保険内容に準ずる)
補償金額	最大で10億円(賠償責任保険)

13. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

当園では、「高槻市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の適正な取り扱いに関して徹底を図っています。

- ・緊急連絡カード等、個人情報の取り扱いについて、厳重に保管・管理するとともに、本来の利用目的以外には使用しないことを原則としています。
- ・教育活動において、園児の写真等の掲載につきましては、個人情報を考慮し、確認させていただきます。
- ・インターネット上の画像や動画の投稿が容易になり、簡易投稿サイトへの個人情報の取り扱いに配慮を欠く投稿も多く見られます。入園式等の式典や運動会などの行事で、保護者が画像や動画を撮る際には、撮影したデータの取り扱いについては、ご家庭のみでお願い致します。十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

14. 年間行事予定

行事内容			
4月	入園式及び進級式	10月	ハロウィンパーティー
5月	内科健診・2歳組保育参観(試食会)	11月	内科検診・2歳組遠足
6月	1歳保育参観(試食会・歯科検診)	12月	クリスマス会
7月	七夕まつり・夏祭り	1月	伝承遊び
8月	スイカ割	2月	節分
9月	交通安全指導	3月	ひなまつり・2歳組お別れ会
<p>※行事計画は予定です。詳しい日程等はお便り等でお知らせします。</p> <p>※誕生日のお祝いは、子どもの誕生日の当日にお祝いします。</p> <p>※月例行事（お楽しみ会・身体計測）</p> <p>※避難訓練（火災、地震、不審者、）</p>			

15. その他、利用に際し留意していただく事項

欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は遅れる場合は、その日の登園予定時刻までにご連絡をお願いします。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、普段のお迎え時間までにご連絡をお願いします。
発熱のある場合について	熱が37.5度ある場合は、登園を控えてください。
感染症について	感染症にかかった場合は、必ず病院を受診し、登園許可証が出てから登園してください

16. 虐待防止のための措置に関する事項

当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- ① 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- ② 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- ③ 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- ④ その他虐待防止のために必要な措置

当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者(支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市町村・児童相談所等適切な機関に通告します。